

高齢者予防接種償還払いの流れ

※接種前と接種後のどちらも、窓口もしくは郵送にて申請が必要です。

※接種代金は一旦窓口で全額負担していただきます。助成額については以下のとおりです。
接種料金が助成金額を超える場合、差額分は自己負担となりますのでご注意ください。

肺炎球菌：自己負担額4,000円、助成限度額4,500円まで
インフルエンザ：自己負担額1,000円、助成限度額3,730円まで
※生活保護受給者は、受給証明書を提出すれば全額無料となります。

接種する前

申請

健康増進課で「定期予防接種実施依頼書」交付のための申請をします。
★必要なもの：定期予防接種実施依頼書交付申請書・本人確認書類（マイナンバー・免許証等）の提出が必要です。代理申請の場合は、代理者の本人確認書類が必要です。

実施依頼書を発行

健康増進課から「定期予防接種実施依頼書」と予診票、予防接種の説明書、高齢者予防接種費助成申請書を発行します。

※「定期予防接種実施依頼書」が届いてから、
予防接種を受けて下さい。

予防接種

予防接種を受ける際に、医療機関に「定期予防接種実施依頼書」と、予診票を渡してください。接種代金は窓口で一旦全額お支払いください。接種後、医療機関から渡された予診票と領収書は大切に保管してください。

接種した後

助成申請

健康増進課で助成申請をします。（助成金には上限があります）
★必要なもの：定期予防接種費助成申請書・予診票(市提出用)・領収書・申請者名義の通帳・生活保護受給者は受給証明書の提出が必要です。

※助成申請の期限は、接種後1年以内となります。

振込

振込が確定しましたら、決定通知書を郵送します。
申請した金額が振り込まれますので、通帳を確認してください。

《接種期間》

肺炎球菌は66歳の誕生日前日まで
インフルエンザは令和7年2月28日まで

お問い合わせ
佐野市役所（3階）健康増進課
Tel 0283-24-5770